# にっちゅういちじしえんさーびすりようけいやくしょ 【日中一時支援サービス利用契約書】

本のやまなくしさん いか「じぎょうしょ」といいます。)の利用を希望する者(以下「利用者といいます。」)と社会福祉 松山福祉園(以下「事業所」といいます。)の利用を希望する者(以下「利用者といいます。」)と社会福祉 ほうじん なくずみかい りじちょう ましの みちこ 法人 福角会 理事長 芳野 道子は、事業所が利用者に対して提供する日中一時支援サービスについて、次のとおり契約します。

#### (契約の目的)

第1条 この契約は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、 にゅうよく はいせつ しょくじなど しぇんその たにちじょうせいかつ せ お おこなう 人浴、排泄、食事等の支援その他日常生活の世話を行うことにより、利用者の心身の機能の 維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とし、日中一時支援の サービスについて定めます。

### (日中一時支援サービスの内容)

- だいにじょう じぎょうしょ べっし じゅうようじこうせつめいしょ きだめるないよう にっちゅういちじしえん きー び す ていきょう 第2条 事業所は、別紙「重要事項説明書」に定める内容の日中一時支援サービスを提供します。

  - 3. 事業所は、利用者の障害程度又は利用者本人やその家族等の扶養義務者や代理人等(以下「家族・ 後見人等」といいます。)の希望により、利用者に日中一時支援サービスを提供します。
  - 4. 事業所は、日常生活上の援助や日中活動支援に当たっては、利用者の自立の支援及び日常 生いかっ じゅうじっ しする たいおう 生活の充実に資するよう対応します。
  - 5. 事業所は、利用者の食事に関し、利用者の栄養、身体状況及び者好を考慮するとともに、適切 にかんしょくに ていきょう な時間に食事の提供をします。

### (契約期間)

第3条 この契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までです。ただし、契約 まかんまんりょうご、おなじないよう けいやく おこなうばあい 期間満了後、同じ内容で契約を行う場合には、双方の同意をもって自動更新できます。

#### (相談及び支援)

#### けんこうちぇっく (健康チェック)

だい5じょう じぎょうしょ つねにりょうしゃ けんこう ちゅうい けんこうほ じ てきせつ そっち こうじょす **第5条 事業所は、常に利用者の健康に注意するとともに、健康保持のために適切な措置を講じます。** 

## (契約終了時の援助)

第6条 事業所は、日中一時支援サービス提供の終了 (解約の場合も含みます。) に際し必要な援助 なっとなる まます。) に際し必要な援助 なっとなる とうがいしちょうそん れんらく を行うとともに、終了の旨を当該市町村に連絡します。

### 

第7条 事業所は、利用者に病状の急変が生じた場合や、その他必要な場合は、速やかに救急を療 きかんまた。きょうりょくいりょうきかん 機関又は協力医療機関や受診医療機関等での診療を依頼し、利用者の家族・後見人等に対し、 素をある。

### (事業所の義務)

- 第8条 事業所は、日中一時支援サービス提供にあたって、利用者の生命・身体・財産の安全の確保に配慮します。
  - 2. 事業所はこの契約に基づく内容について、利用者や家族・後見人等の質問等に対して適切に説明 おこないます。
  - 3. 事業所は日中一時支援サービスの提供にあたっては、利用者の行動を制限する行為を おこないません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体、財産を保護するため緊急 やむを得ない場合はその限りではありません。

#### しゅひぎ む (守秘義務)

第9条 事業所は、正当な理由がない限りその業務上知り得た利用者又は家族・後見人等の秘密を保持する義務を負います。

- 2. 事業所は、日中一時支援サービス従事者が、在職中知り得た利用者又は家族・後見人等に かんするひみつ たいしょくご せいとう りゅう 関する秘密をその退職後も正当な理由なくして漏らすことのないよう必要な措置を講じます。
- 3. 事業所は、利用者の個人情報をサービス調整会議等で用いる場合は、利用者又は家族・後見人などである。 またいる場合は、利用者又は家族・後見人などである。 またいる場合は、利用者又は家族・後見人などである。 またいる。 またいる場合は、利用者とは家族・後見人などである。 またいる。 またいる。 またいる。 またいる。 またいる。 またいる。 またいる。 またいる。 またい。 日中一時となん。 このはまたいない。 またいる。 またいる場合には、このかぎりではありません。

#### りょうりょうきん (利用料金)

- 第10条 利用者は、サービスの対価として市町村が定める地域生活支援事業給付費、利用者負担額の月ごけいきんがく じぎょうしょ しはらいます ごとの合計金額を事業所に支払います。ただし、上記市町村が定める地域生活支援事業給付費については、利用者にかわり市町村より代理受 領します。
  - 2. 事業所は、利用者が希望する地域生活支援事業給付費支給対象外サービス利用料金を利用者に 世いきゅう 請求できます。

  - 4. 地域生活支援事業給付費支給対象外サービス利用料金については経済状況の著しい変化、
    せっしまかやむをきない事由がある場合、事業所は、利用者に対して、を日中一時支援サービス行う際
    しつかい。

    しつがいまったができます。いちにないないでは経済状況の著しい変化、
    たっしまかやむを得ない事由がある場合、事業所は、利用者に対して、を日中一時支援サービス行う際
    しつかい。
    しつがいまって、すりようりょうきん。そうとう。がく へんこう
    に説明をした上で、当該サービス利用料金を相当の額に変更することができます。

## りょうりょうきん しはらいほうほうなど (利用料金の支払方法等)

- 第11条 利用者は、サービスの提供の対価として、別紙「重要事項説明書」に定める利用料金の合計 ※ 額を月ごとに支払います。
  - できょうしょ とうげつ りょうしゃふたんきんごうけいがく せいきゅうしょ よくげつ 10 にち りょうしゃ そうふ 2. 事業所は、当月の利用者負担金合計額の請求書を、翌月10日までに利用者に送付します。
  - 3. 利用者は、当月の利用者負担金の合計額を、翌々月末日までに支払います。
  - 4. 事業所は、利用者からの利用料金の支払いを受けた時は、利用者に領収書を発行します。た

だし、銀行振込の場合は、振込み書を領収書とみなしますが、必要に応じて領収書も発行します。

5. 地域生活支援事業給付費支給対象外サービス利用料金については、その都度支払うものとします。

### (契約の終了)

- だいほじょう つぎ じこう がいとう ぱぁい けいやく しゅうりょう 第 12条 次の事項に該当する場合、契約の終了とみなします。
  - (1) 契約期間が満了したとき(ただし、満了期間前に継続の手続きが取られた場合をのぞきます。)
  - (2) 利用者が死亡した場合
  - (3) 利用者が契約期間満了前に、障害程度区分の変更を受けた場合
  - (4) 事業所の滅失や毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
  - (5) 事業所が指定の取り消しを受けた場合
  - (6) 事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

### (利用者からの契約の解除)

- 第13条 利用者は、2日以上の予告期間をおいて利用解除書を事業所に通知することにより、この契約を解除することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、利用者は利用解除書を通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
  - (1) 事業所が、正当な理由なく本契約に定める事項を実施しなかったとき
  - (2) 事業所もしくはサービス従事者が、故意又は過失により利用者の身体・財産・信用を傷つけること等によって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められたとき
  - (3) 他の利用者が、利用者の身体・財産・信用を傷つけた場合もしくは、傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらないとき
  - (4) 事業所が社会通念に逸脱する行為を行ったとき

## (事業所からの契約の解除)

まいはじょう じぎょうしょ やむをえないじじょう 第14条 事業所は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し契約解除の理由を示した利用

解除書で通知し、2日間の予告期間をおいて、この契約を解除することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、事業所は利用者に契約解除の理由を示した利用解除書を通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

- (1) 利用者が、事業所に支払うべきサービスの利用料金を滞納し、催告したにもかかわらず、支払いがない場合
- (2) 利用者が医療機関に入院し、退院できる見込みがない場合
- (3) 利用者が通知を行わずサービスの利用を行わなかった場合
- (4) 利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認められる場合

### そんがいばいしょう (損害賠償)

- 第15条 事業所は、サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族・後見人等に連絡を おこなう ひつよう おうじてとうがいしちょうそん れんらく おこなうなどすみやか ひつよう だいおう おこないます 行うとともに、必要に応じて当該市町村に連絡を行う等速やかに必要な対応を行います。
  - 2. 事業所は、サービスを提供する上で、事業所の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

## (損害賠償がなされない場合)

- 第16条 事業所は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の かくごう がいとう ばあい 各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。
  - ー 利用契約者が契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれ を告げず、又は不実の告示を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
  - 二 利用契約者が利用者へのサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴 取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

  - 四 利用者が事業所もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

#### (利用者の損害賠償責任)

第17条 利用者の故意又は重大な過失により、その責に帰すべき事由により事業所・日中一時支援 サービス従業者・その他第三者に損害が発生した場合は、利用者の責任能力を鑑みその 贈償責任を負うものとします。

#### (情報の保存)

- - 2. 利用者は、事業所にて当該利用者に関するサービス記録を閲覧できます。
  - 3. 利用者は、当該利用者に関するサービス記録の複写物の交付を受けることができます。ただし、 なくしゃぶっ かんして じぎょうしょ りょうしゃ たいしてじっぴそうとうがく せいきゅう 複写物に関しては、事業所は利用者に対して実費相当額を請求できるものとします。

#### くじょうかいけつ (**苦情解決**)

- 第19条 利用者又は家族・後見人等は、事業所が提供したサービスに関する苦情がある場合は、いつでも別紙「重要事項説明書」に記載されている苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。事業所は、苦情が申し立てられた場合は、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及びその方法について、利用者又は家族・後見人等に文書で報告します。
  - 2. 事業所は、利用者又は家族・後見人等が苦情の申し立てをした場合に、これを理由として利用者 に対し、一切の不利益を与えません。

#### ぎゃくたい こうそく (虐待・拘束)

第20条 従業者は従業者間相互において、利用者に対しての虐待・拘束等について防止するものとする。

#### みもとひきうけにん **身元引受人)**

だい21 じょう じぎょうしょ りょうしゃ たいしきんきゅうじ れんらくなど みもとひきうけにん もとめます 第21条 事業所は、利用者に対し緊急時の連絡等のため、身元引受人を求めます。

## さいばんしょかつ (裁判所轄)

**第22 乗** この契約に関する訴訟の裁判所轄は、事業所の所在地を管轄する裁判所とします。

## <sup>そのた</sup>(その他)

第23条 この契約に定めない事項については、知的障害者福祉法その他関係法令に従い利用者・家族・ 後見人等が信義に従い誠実に協議して決定します。 本契約について、家族・後見人等の立会いにて契約を締結する場合は、立会人欄に署名押印するもとします。

上記の契約の成立を証するために、この契約書2通を作成し、利用者及び事業所が署名押印の上各自 1通を所持します。

れいわ ねん つき にち 令和 年 月 日

利	ょう 用	者	じゅう 住	斯		
			氏	名		
立	会	人	じゅう 住	斯		
			氏	名		
りょうしゃ 利用者との					D関係( )	

事 業 者 所 在 地 愛媛県松山市福角 町 甲1829番地 愛媛県松山市福角 町 甲1829番地 事業者名 社会福祉法人 福角会 だいひょうしゃかい 代表者名 理 事 長 芳野 道子